

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和5年度第5回さいたま市建築審査会
2 会議の開催日時	令和5年12月22日(金曜日) 10時00分 から11時00分まで
3 会議の開催場所	さいたま市役所 特別会議室
4 出席者名	馬橋隆紀会長、大塚嘉一委員、吉沢浩之委員、 能見正委員、篠原厚子委員、遠藤博久委員 (6名)
5 欠席者名	伊藤史子委員
6 議題及び公開又は非公開の別	別紙による
7 非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に 該当するため
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	別紙による
10 問合せ先	建設局 建築部 建築総務課 管理係 電話番号 048-829-1538
11 その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要 綱第8条第2項ただし書の規定により、議事概 要を公表します

1 議題

(1) 第24号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第25号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(3) 第26号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(4) 第27号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

2 審議の結果

第24号議案～第27号議案 同 意

3 公開・非公開の別

非公開 : 第24号議案から第27号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

以上

建築審査会要旨

会議名	令和5年度第5回さいたま市建築審査会
開催日時	令和5年12月22日(金) 10:00~11:00
開催場所	さいたま市役所 特別会議室
出席委員	馬橋隆紀
	大塚嘉一
	吉沢浩之
	能見正
	篠原厚子
	遠藤博久

## 1 案 件

- (1) 第 2 4 号議案  
法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意
- (2) 第 2 5 号議案  
法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意
- (3) 第 2 6 号議案  
法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意
- (4) 第 2 7 号議案  
法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

## 2 公開・非公開の別

非公開 : 第 2 4 号議案から第 2 7 号議案  
(さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため)

## 3 傍聴人の数

0 人

## 4 議事録の署名について

・大塚委員及び遠藤委員に決定

(次項あり)

## 5 審議内容

### (1) 第24号議案

- 建築審査会 計画敷地および隣接地の現在の状況は。
- 特定行政庁 当初の確認申請では申請地番のみが建築敷地となっているが、現況の建築物は申請地番内に納まっていない状況。南西側の隣接地も申請地と同一人が所有しており、今回計画の中で既存建築物の撤去後、建て替えの中で申請地番内に納まるような計画としている。
- 建築審査会 隣接地も含めた敷地の合計面積は1,000㎡超か。
- 特定行政庁 登記簿上は1,000㎡を超える。
- 建築審査会 既存ブロック塀は撤去予定か。
- 特定行政庁 今回の計画に併せて撤去予定。
- 建築審査会 登記簿上の地目は。
- 特定行政庁 申請敷地は宅地。南西側敷地は畑となっている。
- 建築審査会 通路東側敷地の建築物の接道状況は。
- 特定行政庁 南側、東側の道路に接道している状況。
- 建築審査会 申請地北側の敷地が本件通路を使用することはないか。
- 特定行政庁 北側には擁壁が設置され高低差があるため使用できない状況となっている。
- 建築審査会 今後、公道突き当たりとして付議するにあたり、申請敷地のみしか利用することのない状況を確認できる資料の準備が必要である。

(同意)

### (2) 第25号議案

- 建築審査会 未承諾地の所有者は通路沿線に居住しているわけではないのか。
- 特定行政庁 現在は所在不明だが謄本上は東京都内在住。
- 建築審査会 未承諾地の所有者に対しての当初および直近の意向確認時期は。
- 特定行政庁 当初の意向確認時期は協定締結時の平成13年に行っている。直近では今

回の許可申請に併せて再度の意向確認を行っている。

建築審査会 通路の接続先となる袋路道路の沿道地権者については、同意等は不要か。  
特定行政庁 法42条第2項道路であり、後退の担保が確保されているため不要。  
(同意)

(3) 第26号議案

建築審査会 本計画地の北側の通路状地が直近で売買された経緯は。  
特定行政庁 不明。  
建築審査会 当該地の現況は。  
特定行政庁 空地状となっている。  
(同意)

(4) 第27号議案

建築審査会 昭和48年当時に承諾をしていると説明のあった、土地の所有者の関係者とは。  
特定行政庁 土地の所有者の三男となる。  
建築審査会 本人からの承諾ではないため、同意がとれていないという整理か。  
特定行政庁 そのとおり。  
建築審査会 調整会議報告書に記載の付加条件についてはどのように対応しているのか。  
特定行政庁 今回申請者に対しても指導するとともに、本件通路沿いで今後相談があった際にも指導していくこととなる。  
建築審査会 誤解を防ぐため、今後、調整会議報告書の「付加条件」から「継続指導内容」という標記の見直しを検討されてはどうか。  
(同意)

以上